## 個別労働相談会 開催案内

- ① 令和4年4月から中小企業にも適用となった「パワハラ防止法」に関する対応や
- ② 育児・介護休業法の改正、③最低賃金引き上げ、④コロナ禍での休業に関連する ことなど……不明点や困っていることはございませんか。

東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属の社会保険労務士による、 社会保険・労働問題相談会を開催しますので、ぜひご相談ください。

令和 4 年 12 月 14 日 (水) 午後 2 時 00 分~5 時 00 分 時 В

> 東京都社会保険労務士会 武蔵野統括支部所属 社会保険労務士対応 ※相談時間は45分とさせていただきます

小平商工会 2階 第2会議室 場 所

予約制です。事前に お申込みください。

費 用 無料

申込み

FAX または電話(042-344-2311 担当 菅原)にてお申込みください FAX の方は、このままご送信ください 042 - 343 - 0505

## 希望時間帯に○をおつけください

- ① 2 時 00 分~2 時 45 分 ② 2 時 45 分~3 時 30 分
- ③ 3 時 30 分~4 時 15 分 ④ 4 時 15 分~5 時 00 分

事業層	听名				
代表	者名				
電	話				

ご希望の相談内容をご記入ください。(当日の相談会を円滑に進めるため、相談内容を社会) 保険労務士に事前にお知らせさせていただきます。それ以外の目的で使用することはございません)

相談内容:	